平成２１年（フ）第３４８４号
大阪市東淀川区淡路４丁目６番49―507号
破産者　福谷　浩幸
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２６３号
兵庫県神戸市東灘区北青木３丁目11番18―302号
破産者　大西　信也
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１２号
堺市北区中百舌鳥町４丁614番地２―402号、住民票上の住所大阪市住之江区西加賀屋４丁目３番５―409号
破産者　上村　憲市
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０５１号
神戸市兵庫区切戸町６番28―406号　公団住宅406号
破産者　徳山マサ子
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５４５号
神戸市兵庫区羽坂通４丁目１番１―1615号
破産者　手島　二朗
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９７号
兵庫県西宮市与古道町１番18―201号、前住所兵庫県西宮市神原15番38―103号
破産者　松岡佐佳枝
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７１７号
兵庫県西宮市門戸荘17番50ハイツ宝隆302号、破産手続開始決定時の住所兵庫県西宮市甲東園３丁目２番22―303号
破産者　竹山　　茂
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３７０号
兵庫県赤穂市上仮屋南９番地の４
破産者　枝松　龍也
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５３８号
兵庫県姫路市花田町高木86―４、住民票上の住所兵庫県姫路市花田町高木367番地
破産者　北川　義彦
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第１５号
福岡県行橋市大字天生田586番地１シルバーマンション天生田107号
破産者　吉川　　満
1　決定年月日　平成22年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成１９年（フ）第３８４号
相模原市緑区上九沢４番地　上九沢団地Ｈ号棟502号室、住民票上の住所相模原市南区古淵３丁目６番８号　アペックス古淵201
破産者　増田　一志
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第２０８号
富山県富山市音羽町１丁目５番19号　二田共榮方、従前の住所石川県小松市三日市町42番地２
破産者　塩谷外八郎
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第１２８号
石川県小松市茶屋町リ129番地１
破産者　桶谷　篤夫
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２１年（フ）第５４２号
静岡県浜松市中区龍禅寺町833番地
破産者　増田　裕克
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２７３号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字本茅場73番地１
破産者　小林　信之
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２７４号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字本茅場73番地１
破産者　小林　美穂
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１３７号
島根県雲南市吉田町吉田2704番地６
破産者　石原　恒子
1　決定年月日　平成22年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部